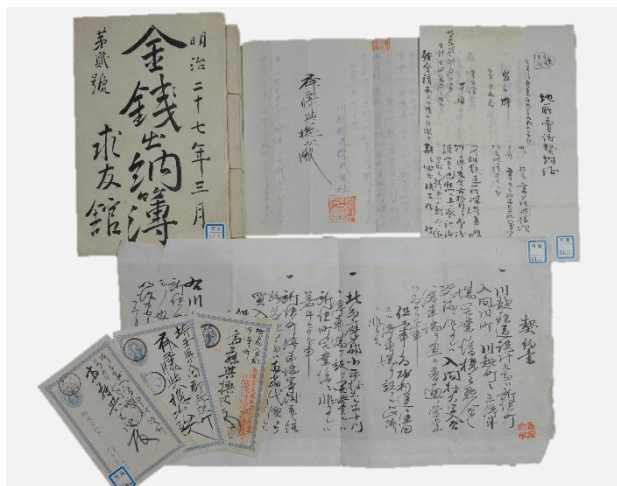


新指定文化財『^{さいとう けもんじょおよ}齊藤家文書及^{かんれんしりょう}び関連史料』

幕末から明治時代にかけて、所沢のまち場の発展に大きく関わった齊藤家に残る文書と関連史料合計 1540 点を、令和 2 年 1 月 15 日、新たに市の有形文化財（歴史資料）に指定しました。点数の内訳は文書が 1524 点で、齊藤家ゆかりの関連史料が 16 点(次ページ参照)です。



齊藤家文書（一部）

齊藤家は市の中心市街に所在する所沢の草分け的な商家で、明治期の当主齊藤与惣次は、明治 13 年（1880）に県から学務委員を任命され、明治 15 年（1882）からは所沢町会議員として在職 40 年を超えた町の中心人物でした。

「齊藤家文書」は、この与惣次時代の明治以降の文書が主体ですが、江戸時代のものも若干

含まれ、その大半は幕末期のもので、村政や商業・金融関係文書に占められます。明治以降の文書は、明治から昭和初期にかけての店卸帳類が約 80 点あり、金銭貸借関係文書等とも併せて同家の経営を解明する史料です。

文書群の中でも大きな柱となるのが、約 170 点ある川越鉄道（現在の西武新宿線・国分寺線）・武蔵野軽便鉄道（現在の西武池袋線）などの関係文書です。特に所沢地域で初の敷設となった川越鉄道関係文書が量的にも多く、この地域の鉄道発展を跡付ける貴重なものです。

齊藤家は、地元の名望家として地域社会との関わりが深く、役場・警察・裁判所関係を始め、学校・図書館関係の文書が揃っています。さらに、地域の自由民権運動の中心にあった齊藤与惣次が運営の中核を担っていた「求友会」関係文書もまとまっています。なお、量的に最も多いのが 300 点を超える「書状」であり、私信も含まれますが、齊藤家の経営をはじめ上述した事柄に関係したものも少なくありません。

以上のように、齊藤家文書は多岐にわたる内容から構成されており、とりわけ明治期の所沢町の形成・発展過程を解明する上で貴重な情報を提供する文書群です。

齊藤家文書と関係する文化財

明治^{あんざいしよ}天皇行在所跡は、市指定の史跡です。明治 16 年（1883）4 月、明治天皇が近衛兵の演習天覧のため飯能に行幸する際、齊藤家が行在所と定められました。



勝海舟書『求友館』

扁額は市指定の書跡で、勝海舟が齊藤与惣次の求めに応じて揮毫したものです。かつては「求友会」が建設した「求友館」の正面に、掲げられていました。





文書とともに伝来する川越鉄道の事務所看板や開通記念の屏風、求友館を描いたふすま絵、勝海舟・山岡鉄舟・高橋泥舟の掛軸、明治天皇行在所となった後に徳大寺実則宮内卿から下賜された三つ組木盃なども、貴重な関連史料として指定文化財となっています。



- ①川越鉄道開通屏風（文書の貼付あり）
- ②川越鉄道株式会社の看板（表裏）
- ③ふすま絵(京橋・川越鉄道出張所)
- ④⑤ふすま絵
- ⑥ふすま絵（求友館：川越鉄道創立事務所）
- ⑦水車小麦粉製造図
- ⑧勝海舟書の漢詩屏風
- ⑨所沢街路大井戸埋立・所沢学校広告ほか掛軸
- ⑩勝海舟・山岡鉄舟・高橋泥舟書 掛軸
- ⑪金山神社の幟のぼり
- ⑫麻布の鯨幕くじらまく
- ⑬徳大寺実則下賜 三つ組木盃
- ⑭⑮細川家御門出入札(元禄 14 年) (表裏)
- ⑯細川家御門出入札(天保 11 年) (表裏)



新指定文化財『^{きゅうわだけ いせいかつしりょう}旧和田家の衣生活資料』

和田家は、昭和 30 年代には茶業を主たる生業としていましたが、古くは養蚕を行ない、その副産物である屑繭で自家用の絹布を織っていました。また、親戚筋に^{はたや}機屋を有することで、木綿^{こんがすり}紺^{つむぎ} 紺^{ちんぱた} 紺^お (所沢紺) や村山大島^お 紬^お の賃機織りにも従事するなど、時代を鑑みつつ数種の生業・副業を経ています。和田家に大量に残されていた衣生活資料には生業の変遷が反映され、衣料の賄い方や管理の仕方といった衣生活全

般を通した暮らしの有り様が表れています。

一軒の家の衣服の製作から着用、管理及び身だしなみに至る衣生活の全容を読み取ることができ、併せて衣料リサイクルの知恵と技を今に伝える貴重な民俗資料として、合計 480 点を、令和 2 年 1 月 15 日、市の有形民俗文化財に指定しました。資料は土蔵の中の^{たんす}箆笥や茶箱等に収納されていたことで、保存状態が極めて良好です。

服物（着物 208 点、帯 42 点、下着 47 点、付属品 15 点、携行具 5 点、被り物 4 点、履物 3 点、子ども着 25 点）



着物・襦袢等（一部）

一部に仕事着や家着もありますが、大部分はよそゆき着とハレ着です。布地には^{ななこ}紬・平絹・斜子・縮緬^{ちりめん}等があり、手織りの紬がその多くを占めます。また、女性の着物は八代目から十代目の妻が製作あるいは購入し、嫁入りに持参したものと伝えられており、その年代は明治後期から昭和 30 年代初期が主となります。

衣類の管理用具（66 点）



端切れ等（一部）

針箱や衣桁^{いこう}の他、つぎあてやはぎ合わせ等の繕いに用いるための膨大な^{はぎ}端切れがあります。端切れは、縫い手の意図を反映するため風呂敷包みのまま保存しています。

製糸・機織り用具（24点）

衣料の製作は繭作りに始まり、繭から取った生糸^{まいと}で白生地を織って柄物や無地に染めたり、生糸を染めて縞^{しま}に織ったりしました。製糸用具には座繰り^{ざぐり}や百回し^{ひやくまわ}があります。



織りじまい（10組）

機織り用具には、箴^{おさ}、箴柄^{おさづか}、杼^ひがあります。また、織りじまいの経糸^{たていと}を綜統^{そうごう}と箴に通した状態の資料が10組あり、これらはいずれも織布の端が残っているので、糸と織り上がった布地、使用された箴と綜統が同時に確認でき、たいへん貴重な資料です。



綿糸・絹糸の残糸（3包み）

機織りの残糸には生糸、精錬染色を施した絹糸、フトリ（太織）と呼ばれる繭の表面から出た熨斗糸^{のし}、及び紺や色物に染めた綿糸があります。また、所沢緋や村山大島紬の残糸も認められ、これらは和田家で賃機織りが行なわれていたことの裏付けとなります。

寝具（33点）

寝具も寝間で身に纏う衣類であり、夜具などは就寝時の綿入れ長着といえま



オリチラガシの布団側（一部）

す。なかでも、木綿縞や木綿紺緋の残糸を利用したオリチラガシ（織り散らかし）の布地を、多数枚はぎ合わせた布団側は、ふだん着を再生して繰り回す技や副業の様子が読み取れ貴重です。日本髪^{じま}の女性が就寝時に用いた箱枕も状態が良く、未使用品を含む3組を指定しました。

容姿用具（4点）

容姿用具は身だしなみを調えるためのもので、資料には女性の結髪用具や化粧用具等があり、一式揃った状態で保管されているものもあります。

その他（4点）

衣類の収納用具である箆^{たんす}のうち、江戸時代の掛硯^{かけすずり}様式を踏襲する二段重ね上開き箆や、布製品で保存状態が良好だった戦時中の慰問袋と挟み箱の被いを指定しました。